

専決処分した事件の報告について

平成二十九年七月二十四日に提起された損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年二月二十日

江戸川区長 多田正見

## 別紙

## 一 和解概要

- (一) 被告は、原告に対し、本件和解金として、三百万円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (二) 原告と被告は、本件に関し、前号の金員の支払のほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる原告に対する災害共済給付金の給付(二十五万八千八百八十四円)があったことを相互に確認する。
- (三) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (四) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(五) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 二 事件内容

(一) 提起年月日 平成二十九年七月二十四日(区收受 九月七日)

(二) 当事者 原告 江戸川区民

被告 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 区立学校に通学する原告は、体育の授業で走り高跳びの指導を受けていたところ、担任教員がハードルを逆向きに使用していたことから、そのハードルに足が引っかけ掛かって転倒し、当該事故により右肘関節脱臼骨折の傷害を負った。これについて、担任教員の注意義務違反があるとして、国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)第一条第一項に基づき、江戸川区に対し四百二十万三千三百二十七円の損害賠償を請求したもの

三 区指定代理人 特別区人事・厚生事務組合法務部 山田幸男、豊田智明、村山俊樹

四 訴訟経過

江戸川区 栗間大介、高濱次郎、高山宏之

平成二十九年十月十八日、平成二十九年十二月七日 口頭弁論一回 弁論準備三回

平成二十九年十二月七日

和解成立

五 専決処分日

平成二十九年十二月七日